

信書便制度説明会を長野市、村上市、新潟市で開催 ～より多くの方に信書便制度を活用いただくために～

信越総合通信局（局長 川村 一郎）では、より多くの方に信書便制度を活用していただくことを目的として、企業・自治体等利用者及び信書便事業への参入を検討される運送事業者等を対象に、説明会を開催します。

1 開催日時及び場所

(1) 日時

- 長野会場 令和元年7月24日（水）14時～15時30分
村上市会場 令和元年9月11日（水）14時～15時30分
新潟会場 令和元年11月13日（水）14時～15時30分

(2) 場所

- 長野会場 信越総合通信局 会議室（長野市旭町1108 長野第1合同庁舎）
村上市会場 村上市民ふれあいセンター 研修会議室（村上市岩船3270）
新潟会場 新潟ユニゾンプラザ 小研修室4（新潟市中央区上所2-2-2）

(3) 定員

各会場とも20名（先着順）

2 説明内容

- (1) 第1部（利用者及び事業参入をご検討中の方対象）14時～15時
・ 信書便制度の概要
(2) 第2部（事業参入をご検討中の方対象）15時05分～15時30分
・ 信書便事業の参入手続き

3 申込方法

参加をご希望の方は、別添の参加申込書に必要事項を記入し、各会場とも開催日の前々日までにFAXにてお申込みください。参加は無料です。なお、定員になり次第、締め切らせていただきます。

- ・ 説明会案内（参加申込書）（2・3ページ）

連絡先 信越総合通信局
総務部信書便監理官室
電話 026-234-9932

信書便制度説明会

平成15年4月に信書便法が施行され、信書の送達事業に民間事業者が参入できるようになり、全国で532 者が特定信書便事業に参入しています。利用側としては、本社支店間の文書送達などに活用が考えられ、自治体では信書便利用による経費削減につながっている例もあります。説明会では、信書とは何か、信書便の制度及びサービスの利用例等について説明いたします。

開催日	令和元年7月24日(水)
会場	信越総合通信局 会議室 (長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎)

開催日	令和元年9月11日(水)
会場	村上市民ふれあいセンター 研修会議室 (新潟県村上市岩船3270)

開催日	令和元年11月13日(水)
会場	新潟ユニゾンプラザ 小研修室4 (新潟県新潟市中央区上所2-2-2)



■第1部 14:00～15:00 (利用者・事業参入をご検討中の方対象)

『信書便制度の概要』

【内容】

信書便法及び法改正の概要、信書便制度の仕組みについて、また、ダイレクトメールは？ アンケート用紙は？ など信書に該当するものは何かについてご説明いたします。
また、文書集配業務を信書便事業者に委託している自治体等の利用例をご紹介します。

■第2部 15:05～15:30 (事業参入をご検討中の方対象)

『信書便事業の参入手続き』

【内容】

特定信書便事業を行うためには、総務大臣の許可が必要です。
特定信書便事業への参入を検討されている方を対象に事業開始までの大まかな流れ、申請に必要な事項及び許可基準等の概要についてご説明いたします。

■申込方法 参加を希望される方は各会場とも開催日の前々日までに、添付のFAX送信票に団体名、住所、氏名、連絡先等をご記入の上、FAXでお申込みください。第1部のみの参加も可能です。定員は、各会場とも20名(先着順)です。参加は無料です。

■申込先 総務省信越総合通信局信書便監理官 長野市旭町1108 FAX 026-234-9969 電話 026-234-9932

主催：総務省信越総合通信局

F A X 送信票

開催日の前々日までに送信してください。

F A X 0 2 6 - 2 3 4 - 9 9 6 9

___月___日

総務省信越総合通信局信書便監理官 あて

「信書便制度説明会」参加申込書

ご記入いただきました個人情報につきましては、説明会の参加集約、ご連絡以外の目的には使用いたしません。

参加希望会場・開催日 (○で囲んでください)	1. 信越総合通信局(長野市) 7月24日(水) 2. 村上市民ふれあいセンター(村上市) 9月11日(水) 3. 新潟ユニゾンプラザ(新潟市) 11月13日(水)
参加希望 (○で囲んでください)	1. 第1部のみ参加 2. 第2部まで参加
社名 / 団体名 (個人は不要)	
所属・役職等 (個人は不要)	
氏名	
住所	
連絡先	電話番号 () E-mail